

平成30年度第1回 碧南市障害者差別解消支援地域協議会 次 第

日時 平成30年7月3日（火）

碧南市地域自立支援協議会終了後

午後3時頃

場所 へきなん福祉センターあいくる会議室2・3

1 あいさつ

2 議題

(1) 平成29年度の取組について

(2) 平成30年度の取組について

(3) 平成29年度の障害を理由とする差別に関する事例について

3 その他

碧南市障害者差別解消支援地域協議会設置規程

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、碧南市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害を理由とする差別に係る紛争の防止及び解決に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に係る相談事例の共有及び相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消を目的とした研修及び啓発に関すること。
- (4) その他障害を理由とする差別の解消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害児者関係団体の代表者
- (3) 医療機関の代表者
- (4) 障害福祉サービス又は障害児通所支援関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成29年5月29日から施行する。